

新潟県林業土木業務委託標準仕様書の主な改定内容

新潟県林業土木業務委託標準仕様書の改定にあたっては、次のような方針で実施した。

- 1 これまで治山事業、林道事業毎に別々であったものを統合し、体系的な標準仕様書に改定する。
- 2 事業の効率的な実施を考慮して、「林業測量・設計・調査積算基準」の構成に沿うよう改定する。
- 3 また、他事業との整合性を図るため、新潟県土木部、同交通政策局の砂防、地すべり、海岸、道路などの標準仕様書を参考として必要な項目を盛り込むものとする。

主な改定内容（地質・土質調査業務）その1

第1102条 用語の定義（旧仕様書 第1102条 用語の定義）

- ・「検査職員」を「検査員」とした。
- ・「契約書」及びその定義「「契約書」とは、別冊委託契約書をいう。」を追加した。
- ・「書面」について、「電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする」ことを追加した。
- ・「照査」について、新たに「受託者が、発注条件、解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。』と定義した。
- ・「立会」について、『「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し、内容を確認することをいう』と定義を追加した。

第1103条 受託者及び委託者の責務（旧仕様書 第1106条 受託者の義務）

- ・これまで受託者のみの義務を定めていたものを、「受託者及び委託者の責務」とし、「受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。」を追加した。

第1104条 業務の着手（旧仕様書 第1105条 調査等の業務の着手）

- ・これまで契約締結後 7日以内としていたものを、15日以内に着手しなければならないこととした。

第1105条 調査地点の確認（旧仕様書に記載なし）

- ・「1 受託者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について、監督員の承認を得なければならない。」及び「2 受託者は、都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督員に報告し関係機関との協議の上現場立会いを行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。」を新たに定めた。

第1107条 監督員（旧仕様書 第1107条 監督員）

- ・「監督員は、口頭による指示等を行った後 7日以内に書面で受託者に指示するものとする。」としていたものを「後日書面で受託者に指示するものとする。」こととした。

主な改定内容（地質・土質調査業務）その2

第1108条 主任技術者（旧仕様書 第1108条 主任技術者）

・「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有する者又は、これと同等な能力と経験を有する技術者」を大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。」とした。

また、「業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつ、その範囲が解析等調査業務の既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ、断面図等の作成の場合は、地質・土質調査業務について専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算2箇年以上ある者で、業務に該当する資格※の登録を受けた技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。）を主任技術者とすることができる。（※業務に該当する資格は、地質調査技士、林業技士をいう。）」こととした。

第1109条 照査技術者及び照査の実施（旧仕様書 第1110条 照査技術者）

・「受託者は、業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。」ことを追加した。
・「照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出するものとする。」ことを追加した。
・「照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。」ことを追加した。

第1111条 提出書類（旧仕様書 第1120条 提出書類）

・「受託者は、委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。」を追加した。
・業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づく、受注・変更・完了時に業務実績情報の登録機関への登録申請について、契約締結後、登録内容の変更時は変更があった日から、完了時は業務完了後、これまで10日以内としていたものを、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならないこととした。
なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き15日間（これまでは10日間）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。こととした。

第1112条 打合せ等（旧仕様書 第1113条 打合せ）

・打合せに伴う連絡について、「積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。」こととした。
・「監督員及び受託者は「ワンデーレスポンス」に努める。」こととした。

主な改定内容（地質・土質調査業務）その3

第1113条 調査計画書（旧仕様書 第1112条 調査等業務計画書）

・これまで「受託者は契約締結後速やかに調査等業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない」としたものを「受託者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に調査計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。」こととした。

第1114条 資料の貸与及び返却（旧仕様書 第1114条 貸与品等の貸与及び返還）

・条文文言の整理

第1118条 成果物の提出（旧仕様書 第1121条 成果品の提出）

・条文文言の整理
・「受託者は、設計図書に定めがある場合は、成果物の納入及び納品方法について「新潟県電子納品実施要領」（以下「要領」という）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載のない事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。」を追加した。

第1119条 関係法令及び条例の遵守（旧仕様書に記載なし）

・「受託者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。」を新たに定めた。

第1121条 修補（旧仕様書 第1123条 修補）

・これまで、「受託者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了しなければならない」としていたものを「受託者は、修補は速やかに行わなければならない。」こととした。

第1122条 条件変更等（旧仕様書 第1124条 条件変更等）

・「受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。（1）第1117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。（2）天災その他の不可抗力による損害。（3）その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。」を追加した。

第1124条 履行期間の変更（旧仕様書 第1126条 履行期間の変更）

・「委託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。」を追加した。

主な改定内容（地質・土質調査業務）その4

第1125条 一時中止（旧仕様書 第1127条 一時中止）

- ・「なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による地質・土質調査業務の中断については、第1134条）臨機の措置により、受託者は、適切に対応しなければならない。」を追加した。
- ・委託契約条項第9条の規定により、業務の全部又は一部を一時中止させる該当事項について、これまでの該当事項加え、「（6）前各号に掲げるもののほか、委託者が必要と認めた場合」を追加した。

第1129条 再委託（旧仕様書 第1131条 再委託）

- ・再委託にあたって委託者の承諾を必要としない内容を整理した。「受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項など軽微な業務の再委託にあたっては委託者の承諾を必要としない。」（下線部が新たに追加された。）

第1130条 成果物の使用等（旧仕様書 第1132条 成果物の使用等）

- ・これまで「受託者は委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない」としていたものを「受託者は、委託者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。」こととした。
- ・「受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。」を追加した。

第1132条 個人情報の取り扱い（旧仕様書 第1134条 個人情報の取り扱い）

- ・「6 再委託の禁止及び再委託時の措置」について、「なお、再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講ずるものとする。」と定めた。
- ・「9 管理の確認等」について、「（1）受託者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上委託者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受託者が年1回以上の定期的検査等により確認し、委託者に報告するものとする。」と定めた。

第1133条 安全等の確保（旧仕様書 第1135条 安全等の確保）

- ・「1（4） 受託者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。」を追加した。
- ・「9 受託者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し、現場を清掃しなければならない。なお、調査孔の埋戻しは監督員の承諾を受けなければならない。」を追加した。

主な改定内容（地質・土質調査業務）その5

第1137条 行政情報流出防止対策の強化（旧仕様書 第1139条 行政情報流出防止対策の強化）

- ・「受託者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1113条で示す調査計画書に流出防止策を記載するものとする。」を追加した。
- ・「受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1113条で示す調査計画書に記載するものとする。」を追加した。

第1139条 保険加入の義務（旧標準仕様書に記載なし）

- ・「受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。」を新たに定めた。

第2章 地質調査業務～第8章土質調査（海岸）

- ・内容について全面的に改定を行った。
- ・これまで治山編、林道編それぞれに「解析等調査」として定めていた「山地治山等調査」、「治山事業全体計画調査」及び「林道全体計画調査」は設計業務等に定めることとし、（地質・土質）調査業務から除外した。

主な改定内容（測量業務）その1

第2102条 用語の定義（旧仕様書 第1102条 用語の定義）

- ・「検査職員」を「検査員」とした。
- ・「契約書」及びその定義「「契約書」とは、別冊委託契約書をいう。」を追加した。
- ・「書面」について、「電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする」ことを追加した。
- ・「立会」について、『「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し、内容を確認することをいう』と定義を追加した。

第2103条 受託者及び委託者の責務（旧仕様書 第1106条 受託者の義務）

- ・これまで受託者のみの義務を定めていたものを、「受託者及び委託者の責務」とし、「受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。」を追加した。

第2104条 業務の着手（旧仕様書 第1105条 調査等の業務の着手）

- ・これまで契約締結後 7日以内としていたものを、15日以内に着手しなければならないこととした。

第2107条 監督員（旧仕様書 第1107条 監督員）

- 「監督員は、口頭による指示等を行った後 7日以内に書面で受託者に指示するものとする。」としていたものを「後日書面で受託者に指示するものとする。」こととした。

第2108条 「主任技術者」について（旧仕様書 第1108条 主任技術者）

- ・「業務の範囲が、林道路線測量及び山地治山等測量であってポケットコンパス及びポール等による簡易測量（公共測量作業規程による作業を除く。）のみの場合は、測量士補の資格を有し、かつ、測量業務について専門的な技術と実務経験を有する者を主任技術者とすることができる。」とした。

第2111条 提出書類（旧仕様書 第1120条 提出書類）

- ・「受託者は、委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。」を追加した。
- ・業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づく、受注・変更・完了時に業務実績情報の登録機関への登録申請について、契約締結後、登録内容の変更時は変更があった日から、完了時は業務完了後、これまで 10日以内としていたものを、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならないこととした。
- なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き 15日間（これまでは 10日間）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとした。

第2112条 打合せ等（旧仕様書 第1113条 打合せ）

- ・打合せに伴う連絡について、「積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容について

主な改定内容（測量業務）その2

は、必要に応じて書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。」こととした。

・「監督員及び受託者は「ワンデーレスポンス」に努める。」こととした。

第2113条 作業計画書（旧仕様書 第1112条 調査等業務計画書）

・これまで「受託者は契約締結後速やかに調査等業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない」としたものを「受託者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に作業計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。」こととした。

第2114条 資料の貸与及び返却（旧仕様書 第1114条 貸与品等の貸与及び返還）

・条文文言の整理

第2117条 土地への立ち入り等（旧仕様書 第1116条 土地への立ち入り等）

・「受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。」を追加した。

第2118条 成果物の提出（旧仕様書 第1121条 成果品の提出）

・条文文言の整理

・「受託者は、設計図書に定めがある場合は、成果物の納入及び納品方法について「新潟県電子納品実施要領」（以下「要領」という）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載のない事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。」を追加した。

第2119条 関係法令及び条例の遵守（旧仕様書に記載なし）

・「受託者は、測量業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。」を新たに定めた。

第2121条 修補（旧仕様書 第1123条 修補）

・これまで、「受託者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了しなければならない」としていたものを「受託者は、修補は速やかに行わなければならない。」こととした。

第2122条 条件変更等（旧仕様書 第1124条 条件変更等）

・「受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。（1）第2117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。（2）天災その他の不可抗力による損害。（3）その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。」を追加した。

主な改定内容（測量業務） その3

第2124条 履行期間の変更（旧仕様書 第1126条 履行期間の変更）

・「委託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。」を追加した。

第2125条 一時中止（旧仕様書 第1127条 一時中止）

・「なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量業務等の中断については、第2134条臨機の措置により、受託者は、適切に対応しなければならない。」を追加した。
・委託契約条項第9条の規定により、業務の全部又は一部を一時中止させる該当事項について、これまでの該当事項に加え、「(6)前各号に掲げるもののほか、委託者が必要と認めた場合」を追加した。

第2129条 再委託（旧仕様書 第1131条 再委託）

・再委託にあたって委託者の承諾を必要としない内容を整理した。「受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項など軽微な業務の再委託にあたっては委託者の承諾を必要としない。」（下線部が新たに追加された。）

第2130条 成果物の使用等（旧仕様書 第1132条 成果物の使用等）

・「委託者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。」を追加した。
・「受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。」を追加した。

第2132条 個人情報の取り扱い（旧仕様書 第1134条 個人情報の取り扱い）

・「6 再委託の禁止及び再委託時の措置」について、「なお、再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講ずるものとする。」と定めた。
・「9 管理の確認等」について、「(1) 受託者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上委託者に報告するものとする。
なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受託者が年1回以上の定期的検査等により確認し、委託者に報告するものとする。」と定めた。

主な改定内容（測量業務）その4

第2133条 安全等の確保（旧仕様書 第1135条 安全等の確保）

・「（3）受託者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。」を追加した。

第2137条 行政情報流出防止対策の強化（旧仕様書 第1139条 行政情報流出防止対策の強化）

・「受託者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第2113条で示す作業計画書に流出防止策を記載するものとする。」を追加した。

・「受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第2113条で示す調査計画書に記載するものとする。」を追加した。

第2139条 保険加入の義務（旧標準仕様書に記載なし）

・「受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。」を新たに定めた。

第2章 路線測量～第5章 環境生物調査

・これまで、第2編治山編、第3編林道編とし、それぞれの事業等に必要な測量の仕様を定めていたが、これを具体的に実施する調査項目内容ごとに体系的にとりまとめた。

第2205条 測量杭（旧仕様書 第3305条 測量杭）

・杭の材質について、これまで「頭部を赤色で着色した木杭」としていたものを「木又は合成樹種」とした。

第2209条 予備測量（旧仕様書 第3315条 予備測量）

・これまでの「地形測量」を「現地測量」に改めるとともに、「現地において、トータルステーション等又はGNSS測量機を用いて又は併用して、地形地物等を測定し、数値地形図データを作成する。」を追加した。

第2311条 現地測量（旧仕様書 第2320条 測量の方法）

・これまでの「地形測量」を「現地測量」に改めるとともに、「現地において、トータルステーション等又はGNSS測量機を用いて又は併用して、地形地物等を測定し、数値地形図データを作成する。」、「さらに、路線通過予定地の概略地形を把握するために、仮測点の横断測量を実施し、概略地形図を作成する。」を追加した。

第4章 治山事業における防潮工等の測量（第2401条 適用の範囲～第2413条 照査まで）

・旧仕様書の第2編治山編、第2333条汀線測量、第2334条深淺測量を新潟県交通政策局「新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書」に準じ、改定を行った。

主な改定内容（測量業務）その5

第5章 環境生物調査（第2501条 適用の範囲から第2542条照査まで）

・第4章 治山事業における防潮工等の測量と一体として実施する海洋生物等の調査に関する事項についても、新潟県交通政策局「新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書」に準じ、新たに定めた。

主な改定内容（設計等業務）その1

第3102条 用語の定義（旧仕様書 第1102条 用語の定義）

- ・「検査職員」を「検査員」とした。
- ・「契約書」及びその定義「「契約書」とは、別冊委託契約書をいう。」を追加した。
- ・「書面」について、「電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする」ことを追加した。
- ・「照査」について、新たに「受託者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の成果について確認をすることをいう。」と定義した。
- ・「提示」について、『受託者が監督員または検査員に対し、業務に係る書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。』と定義を追加した。
- ・「立会」について、『「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し、内容を確認することをいう』と定義を追加した。

第3103条 受託者及び委託者の責務（旧仕様書 第1106条 受託者の義務）

- ・これまで受託者のみの義務を定めていたものを、「受託者及び委託者の責務」とし、「受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。」を追加した。

第3104条 業務の着手（旧仕様書 第1105条 調査等の業務の着手）

- ・これまで契約締結後 7日以内としていたものを、15日以内に着手しなければならないこととした。

第3106条 監督員（旧仕様書 第1107条 監督員）

- 「監督員は、口頭による指示等を行った後 7日以内に書面で受託者に指示するものとする。」としていたものを「後日書面で受託者に指示するものとする。」こととした。

第3107条 「管理技術者」について（旧仕様書 第1109条 管理技術者）

- ・「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、林業技士（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上 相当の能力と経験を有する者をいう）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。」とした。

第3108条 照査技術者及び照査の実施（旧仕様書 第1110条 照査技術者）

- ・「受託者は、業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。」ことを追加した。
- ・「照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者の確認を受けなければならない。」ことを追加した。
- ・「照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。」ことを追加した。

主な改定内容（設計等業務）その2

第3110条 提出書類（旧仕様書 第1120条 提出書類）

- ・「受託者は、委託者に提出する書類の様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。」を追加した。
- ・業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づく、受注・変更・完了時に業務実績情報の登録機関への登録申請について、契約締結後、登録内容の変更時は変更があった日から、完了時は業務完了後、これまで10日以内としていたものを、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたいうえで、登録機関に登録申請しなければならないこととした。
- ・なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き15日間（これまでは10日間）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。こととした。

第3111条 打合せ等（旧仕様書 第1113条 打合せ）

- ・打合せに伴う連絡について、「積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。」こととした。
- ・「監督員及び受託者は「ワンデーレスポンス」に努める。」こととした。

第3112条 業務計画書（旧仕様書 第1112条 調査等業務計画書）

- ・これまで「受託者は契約締結後速やかに調査等業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない」としたものを「受託者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。」こととした。

第3113条 資料の貸与及び返却（旧仕様書 第1114条 貸与品等の貸与及び返還）

- ・条文文言の整理

第3116条 土地への立ち入り等（旧仕様書 第1116条 土地への立ち入り等）

- ・「受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。」を追加した。

第3117条 成果物の提出（旧仕様書 第1121条 成果品の提出）

- ・条文文言の整理
- ・「受託者は、設計図書に定めがある場合は、成果物の納入及び納品方法について「新潟県電子納品実施要領」（以下「要領」という）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載のない事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。」を追加した。

主な改定内容（設計等業務）その3

第3118条 関係法令及び条例の遵守（旧仕様書に記載なし）

・「受託者は、測量業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。」を新たに定めた。

第3120条 修補（旧仕様書 第1123条 修補）

・これまで、「受託者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了しなければならない」としていたものを「受託者は、修補は速やかに行わなければならない。」こととした。

第3121条 条件変更等（旧仕様書 第1124条 条件変更等）

・「1 委託契約条項第9条第2項に規定する「不測の事態の発生」とは、天災その他の不可抗力による場合のほか、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。」とした。
・「2 監督員が、受託者に対して設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。」とした。

第3123条 履行期間の変更（旧仕様書 第1126条 履行期間の変更）

・「委託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。」を追加した。

第3124条 一時中止（旧仕様書 第1127条 一時中止）

・「なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量業務等の中断については、第3133条 臨機の措置により、受託者は、適切に対応しなければならない。」を追加した。
・委託契約条項第9条の規定により、業務の全部又は一部を一時中止させる該当事項について、これまでの該当事項に加え、「(6) 前各号に掲げるもののほか、委託者が必要と認めた場合」を追加した。

第3128条 再委託（旧仕様書 第1131条 再委託）

・再委託にあたって委託者の承諾を必要としない内容を整理した。「受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項など軽微な業務の再委託にあたっては委託者の承諾を必要としない。」（下線部が新たに追加された。）

第3129条 成果物の使用等（旧（成果物の使用等）第1132条）

・「委託者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。」を追加した。
・「受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。」を追加した。

主な改定内容（設計等業務） その4

第3131条 個人情報の取り扱い（旧仕様書 第1134条 個人情報の取り扱い）

・「6 再委託の禁止及び再委託時の措置」について、「なお、再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講ずるものとする。」と定めた。

・「9 管理の確認等」について、「(1) 受託者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上委託者に報告するものとする。

なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受託者が年1回以上の定期的検査等により確認し、委託者に報告するものとする。」と定めた。

第3136条 行政情報流出防止対策の強化（旧仕様書 第1139条 行政情報流出防止対策の強化）

・「受託者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第3112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。」を追加した。・「受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第3112条で示す業務計画書に記載するものとする。」を追加した。

第3138条 保険加入の義務（旧標準仕様書に記載なし）

・「受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。」を新たに定めた。

第3139条 新技術の活用（旧標準仕様書に記載なし）

・「受託者は、新技術情報システム（NETIS）及び「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」に登録された新技術を活用することが有用と思われる新技術がないか確認し、監督員に報告するものとする。」を新たに定めた。

第3202条 現地踏査～第3213条 維持管理への配慮

・設計業務等に係る一般的事項を新たに追加した。

第3301条 溪間工予備設計～第3308条 成果物（旧仕様書 溪間工の設計 第2405条～第2411条 流路工の設計）

・溪間工設計を全面的に改定するとともに、流木対策関係の仕様（**第3303条 流木対策調査～第3306条 流木対策実施設計**）を追加した。

第3326条 基本設計～第3327条 実施設計（防潮工（海岸防災林造成）関係）

・防潮工の基本設計及び実施設計を新たに追加した。

主な改定内容（設計等業務） その5

第3401条 山地治山等～第3427条 報告書の作成（第4章 治山計画作成等業務）

- ・これまで「解析等調査」として定めていた「治山計画作成等業務査」を地質・土質調査業務から除外し、設計業務等に追加した。
- ・なお、平成30年5月1日に制定した「新潟県治山計画作成等業務委託標準仕様書」に「山地治山等調査」と「治山事業全体計画調査」を定めていたが、当標準仕様書の全面改定に伴い、この標準仕様書は廃止する。

第3428条 治山流域別調査～第3446条 自然環境調査（治山流域別調査関係、旧仕様書に記載なし）

- ・「治山流域別調査」を新たに追加した。

第3501条 適用範囲～第3504条 成果品（第5章 治山事業全体計画調査）

- ・これまで「解析等調査」として定めていた「治山事業全体計画調査」を地質・土質調査業務から除外し、設計業務等に追加した。

第3605条 一般構造物設計の区分～第3612条 橋梁実施設計

- ・一般構造物設計、橋梁について、全面的に改定した。

第3701条 林道全体計画調査の区分～第3708条 成果品（第7章 林道全体計画調査）

- ・これまで「解析等調査」として定めていた「林道全体計画調査」を地質・土質調査業務から除外し、設計業務等に追加した。